旭川市道路除雪優良表彰事務取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は、本市の冬期間における円滑な交通確保を図るため、昼夜を違わず除雪業務に従事する企業の社会的評価の向上及び従事者の意識の高揚を図るとともに、除雪技能の向上と担い手の育成に資することを目的として、市道の除雪に功績があった者を表彰するために必要な事項を定めるものとする。

（表彰の根拠）

第２条　旭川市表彰事務取扱規則第３条第２項及び旭川市表彰事務取扱基準第３条第１項に基づく表彰とする。

（表彰の対象者）

第３条　表彰の対象とする者は、次に掲げる者とする。

⑴　表彰を行う年度の前年度において、市が発注する総合除雪維持業務（以下「除雪業務」という。）を受注した企業（構成員を含む。以下「除雪企業」という。）

⑵　除雪企業の除雪機械オペレータ（以下「技能従事者」という。）

⑶　除雪企業の除雪センター職員及び業務処理責任者（以下「業務従事者」という。）

（表彰の基準）

第４条　表彰対象者の選考基準は次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

⑴　除雪企業であって、次のいずれにも該当する場合

ア　除雪業務に延べ１０年以上従事した者

イ　大雪時などに、構成員間の連携向上と業務の進捗を図るなど交通障害の早期解消に貢献した者、又は、第２号から第４号に該当する従事者が複数在籍するなど、除雪業務の発展に寄与した者

ウ　除雪業務に関し他の者の模範となり、除雪企業で組織する企業体、又は、団体（以下「団体」という。）から推薦を受けた者。ただし、過去３年間に当該表彰を受賞した者は除く。

⑵　直営業務を除く除雪業務に延べ３０年以上従事した技能従事者であって、団体から推薦を受けた者

⑶　直営業務を除く除雪業務に延べ１０年以上従事した技能従事者であって、除雪作業の安全及

び除雪技能の向上に努め、除雪業務に関し功労が顕著であるなど、団体から推薦を受けた者

(4)　除雪業務に延べ１０年以上従事した業務従事者であって、除雪技能の向上のための優れた指導監督や除雪業務全体の進捗管理を行った者、又は、地域総合除雪体制の窓口として誠実に従事し、優れた市民対応などにより功労が顕著であるなど、団体から推薦を受けた者。ただし、過去１０年間に当該表彰を受賞した者は除く。

(5)　第２号、第３号の表彰対象者に対する表彰は、１の対象者に対し各々１回限りとする。

（選考委員会）

第５条　前条の規定に該当する者について審査を行うために、旭川市道路除雪優良表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（事務局）

第６条　委員会の事務局は、旭川市土木部雪対策課に置く。

（選考委員会の構成）

第７条　委員会は、雪対策監、雪対策課長、土木総務課長及び土木事業所長をもって充てる。

２　委員長は、雪対策監をもって充てる。

３　委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（選考方法等）

第８条　第４条の規定に該当する者があると認められるとき、事務局は必要に応じて調査等を行い、団体から推薦を受けて候補者の名簿を作成する。

２　候補者の名簿については委員会で審査する。

（欠格事由）

第９条　次の各号の一つに該当する者は、事由の発生から別表に定める期間、表彰を受けることができない。

(1)　旭川市の総合除雪業務等において、事故を起こした者

(2)　その他表彰が不適当と認められる者

（表彰の実施）

第１０条　表彰は、市長が感謝状を贈呈することにより行うものとする。

（感謝状の様式）

第１１条　感謝状の様式は、おおむね別記様式によるものとする。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年８月１日から施行する。

旭川市除雪業務永年技能従事者表彰事務取扱要綱（平成２９年９月１日施行）は廃止する。

附　則

この要綱は、令和８年８月６日から施行する。

別表

欠格期間については次に定める期間を標準とし、事故等の内容等を勘案し決定するものとする。

事故等の種別	細別	欠格期間
死亡事故		１５年間
人身事故		５年間
物的損害	軽微以外	３年間
	軽微	対象外
第９条第２項に定める事項		市長が別に定める

※物的損害の軽微以外とは、公衆災害を伴うような物的損害の場合。

※欠格期間については、事由発生の翌年度を１年目として計算する。